

ことができる。

第 9 条（解約）

甲または乙は、相手方が本契約の定めに違反した場合において、その違反の是正を要求したにもかかわらずその要求の日から 14 日以内に相手方の違反が是正されないときは、書面による通知により本契約を解約することができる。

2. 甲または乙において次の各号の一にでも該当するときは、相手方は何らの催告なしに本契約を直ちに解約することができる。

- (1) 財産上の信用にかかわる差押え、強制執行、競売等の申立てがあったとき。
- (2) 民事再生、会社更生、破産、特別清算手続等の申立てがあったとき。
- (3) 正当な理由なく公租公課を滞納して差押えを受けたとき。
- (4) 財産上の信用にかかわる担保権の実行があったとき。
- (5) 手形、小切手を不渡りとしたときまたは支払停止もしくは債務超過となったとき。
- (6) 法人を解散したとき。ただし、あらかじめ相手方が書面による承諾をなした場合は、この限りでない。
- (7) 乙が関連諸法令に違反し事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、またはその有効期間の更新ができなかったとき。
- (8) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第 10 条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から 1 年間とする。ただし、本契約の期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも書面により相手方に対し本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は同一条件にて 1 年間更新され以後も同様とする。

2. 本契約が期間満了または解約により終了した場合においても、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 11 条はなおも効力を有する。

第 11 条（紛争解決）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関して疑義のある事項については、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決する。万一協議が調わない場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲： 乙：東京都文京区後楽一丁目 5 番 3 号
後楽国際ビル 4 階
株式会社アルファネット
代表取締役社長 杉山 尚樹 印

見本

人材紹介に関する基本契約書

締結日： 2 0 x x 年 月 日

甲： 株式会社●●●●

住所：

乙： 株式会社アルファネット

住所：東京都文京区後楽一丁目 5 番 3 号

株式会社_____（以下「甲」という）と、株式会社アルファネット（以下「乙」という）は、甲が乙に対して、甲の正社員等の採用を目的とした人材紹介（以下「本業務」という）を依頼し、これを乙が受諾することについて、以下のとおり人材紹介に関する基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（定義）

本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 人材紹介とは、乙が甲および求職者の申込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
- (2) 新規採用者とは、乙が甲に紹介し甲が採用することを決定した者をいう。
- (3) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含む）をいう。
- (4) 理論年収とは、月次給与の 12 ヶ月分（年俸制をとる場合は年俸額）と理論上の通年賞与および新規採用者と同等の甲の被雇用者に対し支払われる諸手当（通勤手当を除く）の合計額をいう。

第 2 条（甲の通知・協力義務）

- 甲は、乙の紹介する求職者に関して自ら選考のうえ、採用するか否かを決定した場合は、乙を通じて当該求職者に対し直ちにその旨を通知しなければならない。
- 2. 甲は乙に対し、自己の求める求人像の特定に協力し、乙の請求に応じて会社案内等の資料提供を行う。
- 3. 甲は、乙が求職者を紹介した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。
- 4. 甲は、乙から紹介された求職者が他企業の求人に応募する場合があることをあらかじめ承認する。
- 5. 甲は、求職者が在職している企業または在職していた企業に連絡をしてはならない。ただし、甲が乙を通じて求職者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 6. 甲は、新規採用者の内定を取り消す場合は、乙に通知のうえ、すべて自己の責任において新規採用者との間に発生する紛争を処理する。

第 3 条（守秘義務）

- 甲および乙は、相手方から開示された営業機密に類する企業情報および本契約の内容を秘密に保持し、第三者に対して提供してはならず、また本契約の目的以外で使用してはならない。
- 2. 次の各号のいずれかに該当する情報については前項の規定は適用しない。
 - (1) 相手方から開示を受ける前に既に自己が保有していた情報。
 - (2) 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報。
 - (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責によらずに公知または公用となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - (5) 相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報。

第 4 条（個人情報）

- 甲および乙は、甲が乙の紹介する求職者を採用するか否かにかかわらず、紹介されるすべての求職者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。
- 2. 乙は、求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報については、求職者から収集せず甲に対して開示または提供しない。
- 3. 甲および乙は、個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取り扱い、求職者本人の事前の承諾なくして第三者に提供してはならず、また、本業務以外の目的で使用してはならない。
- 4. 甲および乙は、本業務に必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製してはならない。

第 5 条（報告義務）

甲および乙は、前二条に規定する情報（以下「秘密情報」という）が漏洩した場合または漏洩したおそれがある場合、直ちにその内容を相手方に報告し、相手方と協議のうえ、適切な対応をとらなければならない。

第 6 条（報酬額と支払方法）

- 甲による求職者の採用決定後、甲は乙に対し本業務の報酬を支払うものとし、その金額は新規採用者の理論年収額の **35%**とする。なお報酬の支払いにあたり、別紙に定める「採用決定に関する覚書」を作成し、甲乙が記名押印して締結する。
- 2. 前項の規定は、第 2 条第 1 項の選考結果の通知日から 1 年以内に、甲が乙を経由せずに当該求職者に雇用の申込みをし、当該求職者がこれを承諾した場合、または甲の斡旋により甲の関係会社が当該求職者を採用した場合にも適用される。
- 3. 乙は甲に対し、第 1 項の報酬額およびこれに係る消費税を新規採用者の入社月の末日までに請求し、甲はこれを新規採用者が入社した月の翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込みにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第 7 条（報酬の返還）

- 乙は、新規採用者が入社日から **以下に示す期間内に**自己都合（死亡、病気、甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合は、前条第 1 項の報酬額の**一部**を甲に対して返還する。この場合、甲は乙に対し、新規採用者の退職日から 5 営業日以内に退職の事実を書面により通知し、乙はこれを受け退職を確認したうえで甲へ返還する。
 - (1) 入社 1 箇月以内 返還率：80%
 - (2) 入社 3 箇月以内 返還率：50%
 - (3) 入社 6 箇月以内 返還率：20%

第 8 条（反社会的勢力の排除）

- 甲および乙は、自己が次の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず、即時に全取引を停止することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する等、反社会的勢力（以下、合わせて「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (2) 役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (3) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）または本契約の履行のために再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、別段の催告を要せず即時に全取引を停止することができる。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。
 - (4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (6) 親会社、子会社または本契約の履行のために再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと。
- 3. 甲および乙は、前二項により取引を停止されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。
- 4. 第 1 項または第 2 項の各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求する